

船橋市監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号。）第242条第1項に基づく、船橋市職員措置請求について監査を実施したので、同条第4項の規定により、その結果に関する通知を公表する。

平成25年5月16日

船橋市監査委員	高	地	章	記
同	増	田	尚	功
同	斎	藤		忠
同	中	村	静	雄

第1 請求人

住所・氏名 省略

第2 監査の結果

平成25年4月4日付けで収受した地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求については、請求内容及び事実証明書を法律上の要件に照らして審査したところ、下記の理由により住民監査請求の要件を具備していないものと判断したので、却下します。

記

地方自治法（以下「法」という。）第242条第1項に定める住民監査請求は、監査の対象となる普通地方公共団体の執行機関等の個別具体的に特定された財務会計上の違法若しくは不当又はそれらを怠る行為（以下「当該行為」という。）について、請求書によりその違法性又は不当性を他の事項から区別したうえで具体的な理由を主張し、これらを証する書面（以下「事実証明書」という。）を添えて、監査委員に対し必要な措置を講じるよう求めることができることとされている。

また、同条第2項では、これらの請求は、当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、「正当な理由」がない限り、これをすることができないとされている。

1) 事実証明書について

本件請求において、請求人は「A前船橋市議会議員（以下「A前市議」という。）が平成19年度及び20年度に受け取った政務調査費のうち、有限会社Bと有限会社Cに「市民意識調査」として支払った合計269,000円が目的外支出であるため船橋市

に返還させること。」を主張し、その根拠として、平成25年2月27日に船橋市議会議会運営委員会で行われた記録（未校正）を提出し、元有限会社B及び元有限会社Cの代表取締役であったD氏に対する事情聴取（以下「事情聴取」という。）の中で、E船橋市議会議員（以下「E議員」という。）が同社に支払った「市民意識調査」には実体なかったこと（証3）、及びE議員は「市民意識調査」として同社に支払った政務調査費全額を返還していること（証2）を指摘している。

しかしながら、この時行われた事情聴取はあくまでE議員に交付された政務調査費の用途に関するものであり、A前市議の政務調査費に関しては一切触れられていない。

また、内容については、ある一定の調査等を行われており、その報酬を受け取った会社側の経理上の疑義が明らかになったのみである。

よって、証3はA前市議の政務調査費が目的外に支出されたとする事実を証する書面とはいえ、客観的事実を証するものではない。従って、本件請求は、請求人の主観的な思料によるものと判断せざるを得ない。

2）法第242条第2項ただし書き（期間制限の例外規定）の適用について

法第242条第2項にある「正当な理由」とは、当該行為が極めて秘密裡に行われたため、1年を経過した後はじめて明るみになった場合、あるいは天災、地変等で交通機関が途絶して請求期間を経過した場合を指すものとされ、「正当な理由」の有無については、住民が相当の注意力をもって調査をつくしても客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかったかどうか、また、当該行為を監査請求するに足りる程度に知ることができたと解される時から、「相当な期間内」に監査請求をしたかどうかで判断すべきものであるとされている。

請求人は、当該行為が終わった日から1年を経過してから請求したことについて、「D氏の事情聴取が行われた平成25年2月27日の時点で請求人は監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、本件請求は上記③の66日以内であるため、相当な期間内に本件請求がなされており、当該行為があった日から1年を経過していることについての「正当な理由」が存在する。」としている。

しかしながら、前述のとおり、平成25年2月27日の事情聴取は、A前市議に交付された政務調査費に関して行われたものではなく、著しく客観性を欠いており、A前市議に交付された政務調査費に目的外の支出があったという新たな事実を証するものではない。

よって、1年以上を経過してから請求したことについての「正当な理由」が存在するとは認められない。

以上のことから、本件請求は、法第242条の要件を具備していないものと判断する。

以下、住民監査請求に係る請求文

船橋市職員措置請求書

A議員(当時)の政務調査費(平成 19, 20 年度)に関する措置請求

1 請求の要旨

船橋市議会政務調査費は地方自治法第 100 条第 14 項及び 15 項の規定に基づき「船橋市議会政務調査費の交付に関する条例」が定められ、同条例第 6 条に基づく「船橋市議会政務調査費の交付に関する規程」第 5 条により使途基準が定められているが、A議員(当時)の平成 19 年度及び 20 年度政務調査費収支報告書及び同報告書に添付された領収書等を見ると、条例・使途基準に違反・逸脱した目的外の支出がある。

1) 資料作成費について

A議員は、F 元首相の元政策秘書が取締役を務める有限会社 B に平成 19 年 8 月 30 日に 8 万円、有限会社 C に平成 20 年 6 月 25 日に 9 万 4500 円、同年 12 月 20 日に 9 万 4500 円を資料作成費及び資料購入費として支払っている。(証 1)

これは、船橋市議会政務調査費の交付に関する規程(以下、「規定」という。)第 5 条の使途基準別表 3 資料作成費に相当するとして支払われたものである。

領収書の但し書きは「市民意識調査」と記されているが、同じく同社に対し「市民意識調査」として E 議員は支払った政務調査費全額を平成 24 年 7 月 24 日付けで返還している。(証 2)

2) 平成 25 年 2 月 27 日に行われた参考人に対する事情聴取について

この日に行われた事情聴取は、株式会社 G 取締役、元有限会社 B 代表取締役及び元有限会社 C 代表取締役であり F 元首相の政策秘書であった D 氏が、E 議員から受領した「市民意識調査」等についての事情聴取であった。

この事情聴取で、「市民意識調査というよりも、私の個人的な思いの中で、市民の意識がこうだからこうだよという提言はしてきましたけれども」(証 3-10 頁)との発言があり、E 議員が政務調査費として支払った「市民意識調査」の内容は、D 氏の個人的な政治に関する提言を E 議員にしたもので、「市民意識調査」の実施には至っていないことが明らかにされた。

また、「そのお金はもらっておるんですけども、私の懐に入っておりました。」(証 3-6 頁)との D 氏の証言では、受け取った政務調査費を会社の帳簿に計上せず、個人の収入としていたとも証言しており、政務調査費が不当に利用された証左でもある。

上記のように、株式会社 G、有限会社 B 及び有限会社 C が行ったとされている「市民意識調査」に、実体がないということが平成 25 年 2 月 27 日に明らかになった。

A議員は、平成 19 年度に有限会社 B 及び平成 20 年度に有限会社 C に「市民意識調査」と称し政務調査費を支払っており、A議員に替わり、平成 21 年度から E 議員が悪しき慣例を引き継いだものである。

よって、A議員が「市民意識調査」として平成 19 年度に有限会社B及び平成 20 年度に有限会社Cに支払った合計 269,000 円が目的外の支出である。

2 1 年以上経過して請求した理由

- ① 法第 242 条 2 項本文は、「前項の規定による請求は、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをする事ができない。」として、監査請求の期間制限を定め、同項ただし書きは、「正当な理由があるときは、この限りでない。」として、期間制限の例外を定めている。

この「正当な理由」については、財務会計上の行為が秘密裡にされた場合に限らず、特段の事情がない限り、住民が相当の注意力をもって調査すれば、客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものであるとされている。(最高裁平成 14 年 9 月 12 日判決)

- ② 上記①の記述は、船橋市在住の市民団体「H」の会員が、平成 21 年 12 月 4 日付け船監第 222 号「住民監査請求に係る監査の結果について(通知)」(証 4)の 3 頁から 4 頁に記載されている。この監査請求では「正当な理由」が認められず却下とされている。

- ③ 最高裁判所は、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとし、昭和 63 年 4 月 22 日判決(最高裁昭和 62 年(行ツ)第 76 号同 63 年 4 月 22 日第二小法廷判決・裁判集民事 154 号 57 頁)において、4 か月余を相当な期間を経過していると判断し、平成 14 年 9 月 12 日判決(最高裁平成 10 年(行ツ)第 69 号、同年(行ツ)第 70 号同 14 年 9 月 12 日第一小法廷判決・民集 56 巻 7 号 1481 頁)において、66 日であれば相当な期間内であるが、84 日であれば相当な期間内と言えないと判断している。

貴殿らが、船監第 222 号で上記①を判示しており、「相当な期間内」とは 66 日以内と解される。

- ④ A議員が、平成 19 年度に有限会社B及び平成 20 年度に有限会社Cに政務調査費として支払った「市民意識調査」に実態がないという事実は、平成 25 年 2 月 27 日のD氏の事情聴取で明らかになった事実である。それ以前の報道等でE議員は、「市民意識調査」について「条例や規程に反していないが、報告書などを保管しておらず報道内容を否定できない。返したほうがいいと判断した」とし、「市民意識調査」の正当性を訴えていたため、請求人は相当の注意力を持って真実を知り得る状態ではなかった。(証 5)

- ⑤ D氏の事情聴取が行われた平成 25 年 2 月 27 日の時点で請求人は監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解されることから、本件請求は、上記③の 66 日以内であるため、相当な期間内に本件請求

がなされており、当該行為があった日から 1 年を経過していることについての「正当な理由」が存在する。

よって、本件請求は法第 242 条の要件を満たしている。

については、監査委員は船橋市長に対し、A 議員の目的外支出合計 269,000 円を、「船橋市議会政務調査費の交付に関する条例」第 8 条により船橋市への返還を請求するように勧告されたい。

2 請求者

住所 省略

職業 省略

氏名 省略

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

平成 25 年 4 月 4 日

船橋市監査委員殿

以上

事実証明書 添付省略

証 1 A 議員の政務調査費支出伝票（平成 19 年度分 1 枚、平成 20 年度分 2 枚）

証 2 E 議員の返還済の政務調査費支出伝票（平成 22 年度分 2 枚）

証 3 「船橋市議会議会運営委員会記録（平成 25 年 2 月 27 日）」

証 4 「住民監査請求に係る監査の結果について（通知）」（平成 21 年 12 月 4 日付、船監第 222 号）

証 5 E 議員の政務調査費返還に関する新聞記事（平成 24 年 7 月 26 日付）

※個人名・会社名・団体名はアルファベットで表示